

第2章

全体構想

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 将来都市構造
- 3 まちづくりの方針
- 4 分野別の整備方針

1 まちづくりの基本理念

本計画は、総合計画を上位計画とする計画であり、総合計画における「基本理念」と「将来像」を踏まえて今後の都市計画の基本的な方針を明確化するものである。

総合計画においては、基本理念を「一人ひとりの“しあわせ”のためにみんなで進めるまちづくり」、今後のまちのあるべき姿（将来像）を「これからも 住み続けたい 住んでみたいまち みなみしまばら」と定めている。また、8つの基本柱を以下のとおり定めている。

■総合計画における8つの基本柱

基本柱1	自然環境 ～人と自然が共生するまちづくり～	太陽の恵みあふれる肥沃な大地をはじめ、海、山、川などの豊かな自然環境を守り、活かしていくために、環境保全の意識高揚や活動推進、循環型社会の形成などにより、“人と自然が共生するまち”を目指します。
基本柱2	郷土文化 ～郷土の誇りを守り活かすまちづくり～	本市には、代々受け継がれてきた歴史・文化・生活等の“郷土文化”があります。これらを大切に守り、次世代に伝えとともに、観光・交流資源をはじめ、様々な分野で活用を図るなど、“郷土の誇りを守り活かすまち”を目指します。
基本柱3	人づくり ～次代を育む人づくり～	あらゆる世代の市民が、いつでも学ぶことができ、また、スポーツに親しむことのできるよう環境の整備や機会の提供に取り組めます。あわせて、将来を担う子どもたち一人ひとりの個性と能力を伸ばし、「人間力」を育む教育の充実を図るとともに、市民協働を担う人材の育成など、“次代を育む人づくり”を推進します。
基本柱4	安全安心 ～安全安心に暮らせるまちづくり～	地震や風水害、火山の噴火など、様々な自然災害に対する防災意識の醸成に努めるとともに、いざという時に迅速な対応がとれるよう、地域の自主防災組織の強化や防災資機材の充実、非常食の備蓄など、災害対応力の向上に努めます。また、防犯・交通安全への活動や消費者被害の防止に向けた取り組みを進め、“安全安心に暮らせるまち”を目指します。
基本柱5	産業経済 ～賑わいと活力を興すまちづくり～	地域経済を支える産業を振興するため、生産基盤の整備、経営基盤の強化、人材の育成、起業支援等に取り組めます。とりわけ、IoT産業や6次産業化、インバウンド対策等、新たなテーマに取り組み、“賑わいと活力を興すまち”を目指します。
基本柱6	健康福祉 ～健康でつながりを大切にするまちづくり～	市民の誰もが健康で、安心して暮らすことができるよう、市民自身のセルフケア能力を高め、健康寿命の延伸を図るとともに、支え合いの支援体制づくり、保健・医療・福祉の連携した環境整備等を推進し、“健康でつながりを大切にするまち”を目指します。

基盤整備

～世代を問わず
暮らしやすい
まちづくり～

市内道路網の計画的な整備を進めるとともに、公共交通網の維持に努めます。

また、住環境や水の供給、生活排水処理、河川港湾、情報通信基盤等、生活環境の整を進め、“世代を問わず暮らしやすいまち”を目指します。

協働行政

～健全で持続可能
なまちづくり～

多様な主体が適切な役割分担のもと、相互に連携・協力して地域課題の解決に取り組む協働行政を推進します。

また、公平な社会の形成に向け、人権尊重や男女共同参画に取り組みます。

さらに、健全な財政基盤の構築や行財政改革の推進、質の高い行政サービスの提供に努め、“健全で持続可能なまち”を目指します。

1) まちづくりの将来像

総合計画の基本理念、将来像及び基本柱では、本市における課題を踏まえて今後目指すべきまちの方向性とその考え方が示されており、これらの考え方は都市計画マスタープランに定める都市計画の基本的な方針と共通するものである。そのため、本市が目指すまちづくりの将来像については、総合計画と本計画との整合を図るものとする。

■まちづくりの将来像

これからも 住み続けたい
住んでみたいまち みなみしまばら

2) 基本理念

まちづくりの将来像を踏まえたうえで、まちづくりの根本的な考え方として、以下に示す3つの基本理念を掲げる。

1 市民の暮らしのニーズに沿った住み続けられるまちづくり

- ▶ 人口減少による都市の低密度化が見込まれる中であっても、利便性の高いまちなかで生活や豊かな自然の中でゆとりと潤いのある生活等、市民のライフスタイルに対する様々なニーズをかなえ、安心・安全な住環境を実現するためのまちづくりを推進する。

2 地域に誇りと愛着を持ち、魅力を伝えるまちづくり

- ▶ 本市が誇る世界遺産原城跡や島原半島ジオパーク、自転車歩行者専用道路等の特徴的で魅力ある地域資源を守りながらまちづくりに活用していくことで、市民が本市に対する誇りと愛着を持ち、観光客に本市の魅力を知ってもらうことを目指す。

3 市民と行政が共に取り組むまちづくり

- ▶ 本市を熟知している市民と行政が、お互いの主体性や特性を尊重しながら、地域の個性と魅力を最大限に活かすことができる市民参加型のまちづくりを推進する。



市街地



原城跡から雲仙の眺望



花いっぱい運動

出典（原城跡から雲仙の眺望）：景観計画

2 将来都市構造

1) 将来都市構造の基本的な考え方

全国的に、今後さらなる人口減少と少子高齢化が見込まれる中、国では効率的、効果的な投資や環境負荷の低減、災害リスクに対する対応の推進による持続可能な都市の実現に向けて、集約型都市構造への転換を図る取組を推進している。

本市においても全国的な傾向と同様に引き続き人口減少、少子高齢化が進行することが予測されているとともに、旧8町の合併を経て成立した市という背景から、市役所及び各庁舎を中心に人口及び住民の日常生活を支える施設等が立地し、都市を構成する要素が市域内に分散して存在しているのが現状である。

このような分散型の都市構造は、今後も人口減少傾向が続く本市においては都市全体の低密度化を引き起こす要因となる。今後は、市役所がある有家・西有家地域の中心地を中心拠点に位置付けるとともに、深江・布津地域、北有馬・南有馬地域、口之津・加津佐地域の中心部を地域拠点に位置付け、各拠点の市街地において居住や都市機能の集積を図る多極連携型の都市構造への転換を図る。また現在、各拠点に市街地が存在しているものの、それぞれの拠点で日常生活に必要な機能の全てを満足していない。今後全ての機能を各拠点に誘導することは現実的ではないことから、各拠点で不足する機能については、市内外のネットワークの強化を図ることで、拠点相互の連携及び周辺都市との連携により、機能を補完することを目指す。

また、既存集落については、本市の特性でもある海・山等の豊かな自然環境や、観光の拠点となる史跡、基幹産業である農業を支える農地の保全に配慮しつつ、生活利便性の確保とコミュニティの維持に努める。

2) 都市構造の構成要素

本市の都市構造は、都市を支える多様な機能が集積している「拠点」、拠点間や周辺の都市と交通ネットワークで結ぶ「軸」、都市を構成する基盤となる「土地利用」の3つの要素により構成する。

表 3 都市の構成要素

区分		役割	位置
拠点	中心拠点	本市の中核として位置付け、市民生活における主要な公共サービス機能の集約を図り、商業・業務等の様々な都市機能の集積を図る。	・西有家庁舎周辺
	地域拠点	各地域に生活する市民の生活拠点としての役割を担い、日常生活において必要な公共サービスを提供する。	・深江庁舎、布津庁舎を中心とした区域 ・北有馬庁舎、南有馬庁舎を中心とした区域 ・口之津庁舎、加津佐市街地を中心とした区域 ※加津佐庁舎は加津佐町の市街地から離れた場所に立地していることから、加津佐町の地域拠点は加津佐市街地に設定する。
	観光拠点	本市における観光拠点として位置付け、アクセス性の確保と観光資源の機能充実を図る。	・道の駅ひまわり ・大野木場砂防みらい館 ・こんびら公園 ・有家俵石展望所 ・鮎帰りの滝 ・エコ・パーク論所原 ・日野江城跡 ・西望公園 ・原城跡 ・口之津歴史民俗資料館（本館・分館） ・白浜海水浴場 ・岩戸山 ・前浜海水浴場
	産業拠点	既存の工場が集積している場所を位置付け、産業活動がしやすい環境を整え、工場等の集積を図る。	・堂崎港埋立地 ・国道57号沿い（深江） ・国道251号沿い（西有家、加津佐） ・雲仙グリーンロード沿い（布津）
	水産流通拠点	既存の港湾や漁港を位置付け、水産業や水産加工業、流通業等の集積を図る。	・深江漁港 ・布津漁港 ・貝崎漁港 ・堂崎港 ・有家漁港 ・須川港 ・南有馬漁港 ・早崎漁港 ・口ノ津港 ・加津佐漁港

区分		役割	位置
拠点	研究拠点	国立口之津海上技術学校周辺を位置付け、既存企業との連携強化や新たな産業の創出を図る。	・口之津海上技術学校周辺
	レクリエーション拠点	既存の比較的大きな公園を位置付け、市民が日常的に余暇を楽しめる場所として、施設の充実とアクセス性の強化を図る。	・ありえ依石自然運動公園 ・マリパークありえ ・みそ五郎の森運動総合公園 ・北有馬ふれあい交流広場 ・南島原市多目的運動広場 ・口之津港緑地公園 ・口之津開田公園 ・権田公園
軸	広域連携軸	地域活性化や災害時の活用が期待される広域連携軸として位置付け、早期事業化に向けた要望活動を推進する。	・島原天草長島連絡道路（構想路線） ・島原半島西回り道路（構想路線）
	都市連携軸	市内の各拠点を結ぶ主要な都市軸として位置付け、円滑な交通確保とバス交通等による連携強化を図る。	・国道251号
	観光交流軸	日常生活を支え、地域の魅力を巡り楽しむことができる自転車道を観光交流軸として位置付け、自転車・歩行者の安全確保と利用促進を図る。	・市道南島原自転車道線（自転車歩行者専用道路）
	広域幹線道路	周辺都市と連絡する広域幹線道路として位置付け、道路の防災性の強化と連携強化を図る。	・国道57号 ・国道389号 ・主要地方道小浜北有馬線 ・県道雲仙有家線
	地域幹線道路	都市連携軸や広域幹線道路を補完し、地域間を連携する地域幹線道路として位置付け、十分な道路幅員の確保と歩道整備を図る。	・雲仙グリーンロード、主要地方道雲仙西有家線 ・その他の県道
土地利用	市街地	地域や地区の拠点を含むまとまりのある市街地を位置付け、良好な市街地形成を図る。	
	集落地	農地と一体となった集落を形成している場所を位置付け、集落環境の維持と保全を図る。	
	農地	森林や集落地以外のまとまった農地を位置付け、営農環境の保全を図る。	
	森林	森林地域を位置付け、本市の自然環境と自然景観の保全を図る。	

3 まちづくりの方針

1) 住み続けたい、住みたくなるまちづくり

西有家庁舎及び庁舎周辺を中心に日常生活のために必要となる様々な都市機能が立地する拠点を形成し、利便性の高い場所で生活したい市民ニーズに応える居住エリアを形成する。

既存集落では、自然環境や農地に囲まれた、ゆとりと潤いのある良好な住環境の形成を図る。



国道251号沿い



農村集落



緑ゆたかな住宅地

2) 賑わいと活力があるまちづくり

今後増加が見込まれる空き家・空き地等の低未利用土地の利活用を促進するとともに、新たな開発・建築を適切に誘導することでまちの低密度化を抑制する。

まちの活力向上や若い世代の定住につながる新たな産業の誘致や、基幹産業である農業・そうめん産業の振興を後押しする広域道路ネットワーク形成を促進する。



口之津港ターミナル



堂崎港埋立地



島原道路

3) 南島原市らしい自然・景観を守り、活かすまちづくり

豊かな自然や個性豊かな地域資源を保全するとともに、市民活動や観光産業の活性化に向けて、自然の中の憩いの空間や地域資源を活用した交流空間を創出する。

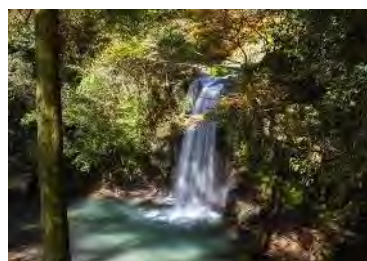
自然環境の保全や公共交通の運行効率化により、脱炭素まちづくりを推進する。



原城跡



前浜海岸



鮎帰りの滝

4) 誰もが移動しやすいまちづくり

市民ニーズを踏まえた利便性の高い路線バスと公共交通の構築と、公共交通の利用促進を図る。

市街地内や集落地内の主要な道路において、安全な歩行者空間を確保する。



チョイソコみなみしまばら



自転車歩行者専用道路



国道251号

出典（自転車歩行者専用道路）：総合計画

5) 安全で安心できるまちづくり

災害発生時に被害を最小限に抑えられるように、ハード、ソフトの両面から防災まちづくりに取り組む。

あらゆる市民が安全に利用できることを目指し、道路や公共建築物等のバリアフリー対応を推進する。



防災訓練1



防災訓練2



須川港多目的防災広場

出典（防災訓練1）：総合計画

4 分野別の整備方針

「1 まちづくりの基本理念」、「2 将来都市構造」、「3 まちづくりの方針」で掲げた将来像、まちづくりの方針、将来都市構造を踏まえ、以下の5つの分野の視点から、具体的な施策の土台となる考え方を整理する。

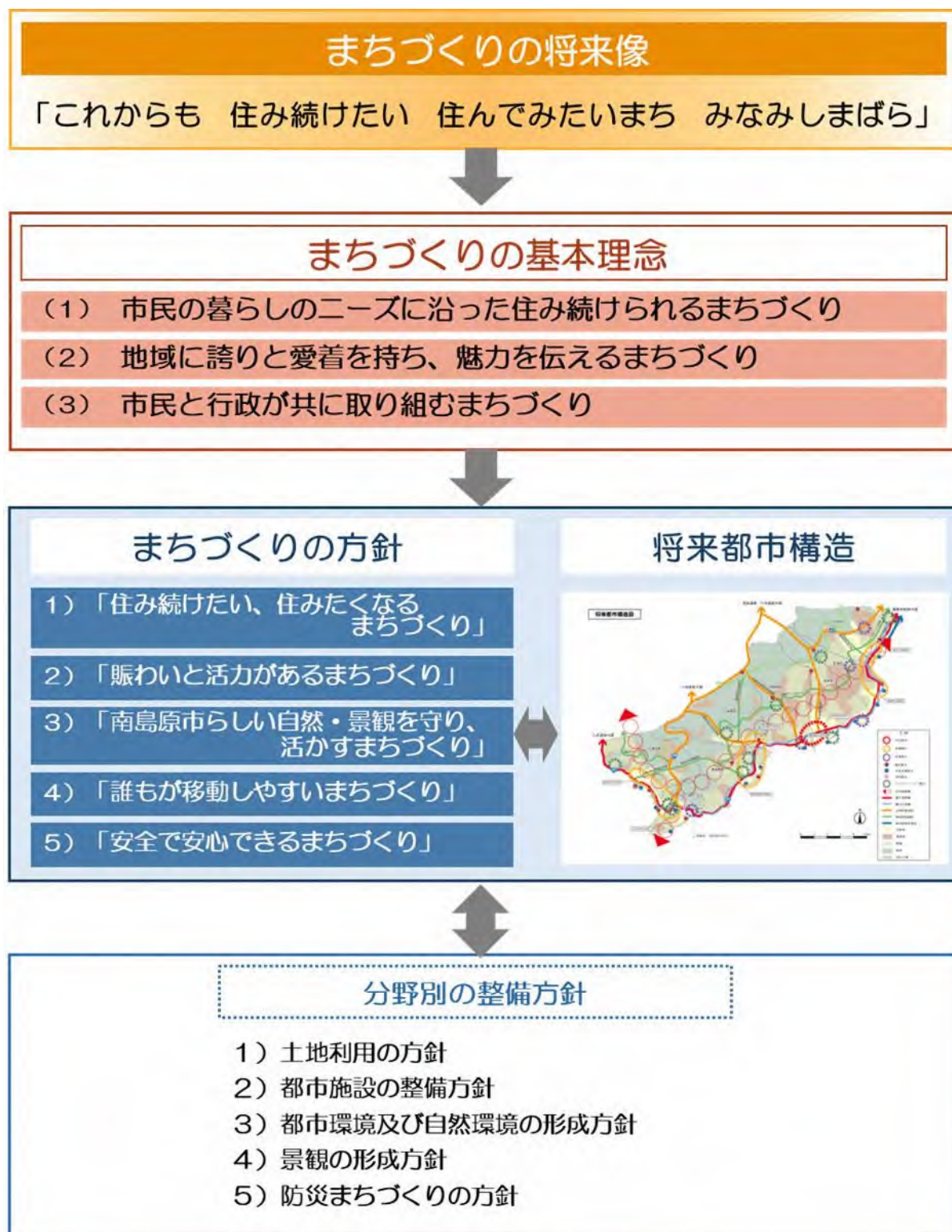


図 33 分野設定の体系

1) 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

- ◎快適で便利な市民生活を送ることができる場として、西有家庁舎及び庁舎を中心とする拠点において、都市機能の維持・誘導を推進するとともに、その周辺に良好な住環境を形成し、コンパクトで利便性の高い居住エリアづくりを目指す。
- ◎本市の雇用と活力を生み出す拠点を目指す堂崎港埋立地については、今後の企業誘致に向けて、計画的な道路等の公共インフラ整備を推進する。
- ◎各拠点の周辺をはじめとする都市的土地利用を推進する区域と、森林及び農地等の引き続き自然的土地利用を保全、継続していく区域の調和を図りつつ、土地利用の混在を防ぎ、メリハリある土地利用を推進する。

(2) 整備方針

①市民生活を支える都市機能の維持・誘導

■ 商業・業務地

多くの人々が訪れる本市の中心である西有家庁舎から有家庁舎までの国道251号沿道に広がる区域を、「商業・業務地」と位置付ける。

「商業・業務地」においては、多様で、市全域からの利用が見込まれるような高次の都市機能の立地を目指し、市民の生活に必要なサービスを提供する市街地の形成を図る。

■ 近隣商業・業務地

各地域の中心地である深江庁舎、布津庁舎、北有馬庁舎、南有馬庁舎、口之津庁舎、加津佐庁舎周辺の区域を、「近隣商業・業務地」と位置付ける。

「近隣商業・業務地」においては、地域内で生活していくうえで必要となる身近な都市機能が確保された市街地の形成を図る。

②雇用と活力を生む魅力ある産業活動の場の形成

■ 産業誘致ゾーン

堂崎港埋立地は、地場産業の発展、振興に向けた新たな企業立地を目指す「産業誘致ゾーン」と位置付け、雇用と活力向上につながる企業誘致に向けて計画的な道路等の公共インフラ整備を推進する。

本市では、地場産業の発展、振興や新たな産業の創出に資する企業等について、場所を堂崎港埋立地に限らず積極的な誘致を促進していくことから、今後の状況に応じて「産業誘致ゾーン」の拡大を検討する。

■ 産業集積地

深江町の国道５７号沿道、布津町の雲仙グリーンロード沿道、西有家町及び口之津町の国道２５１号沿道は既存の企業が集積する「産業集積地」として、周辺の自然や営農環境との調和に努める。

③安心して快適な定住の場の形成

■ 住宅地

中心拠点・地域拠点周辺の各種生活サービス施設が身近に確保され、公共交通の利便性が高い居住地を「住宅地」と位置付ける。

「住宅地」においては、生活道路や公園等の都市施設の充実を図るとともに、地域住民が安全で快適に生活できる住環境の形成に向けた取組を推進する。

④農地と集落が共生する田園環境の保全

■ 集落地

田園地帯に点在する文化的伝統や自然的特性を有し、営農環境を支える既存集落を「集落地」と位置付ける。

「集落地」は、豊かな農地に囲まれ、ゆとりある生活がかなう居住地として、地域管理構想の理念等に基づき、無秩序な農地の宅地化を抑制しつつ、既存の生活サービス施設の維持を図るとともに安全な住環境の確保に努める。

⑤実り豊かな美しい農地の保全

■ 農地

豊かな農産物を育む優良な農地は、本市の貴重な産業基盤であるだけでなく、本市の特徴的な農地景観を構成する重要な要素でもあることから、市街地形成との調和を図りつつ、積極的な保全に努める。

⑥美しい景観と地域風土を育む森林の保全

■ 森林

市街地周辺の森林や海岸沿いの里山等については、美しい景観を演出し、地域風土を育む本市の貴重な財産であり、災害発生の抑制にも効果があることから、貴重な自然環境として積極的に保全する。

雲仙天草国立公園や県立自然公園等のまとまった自然環境については、緑地の維持・保全を図る。

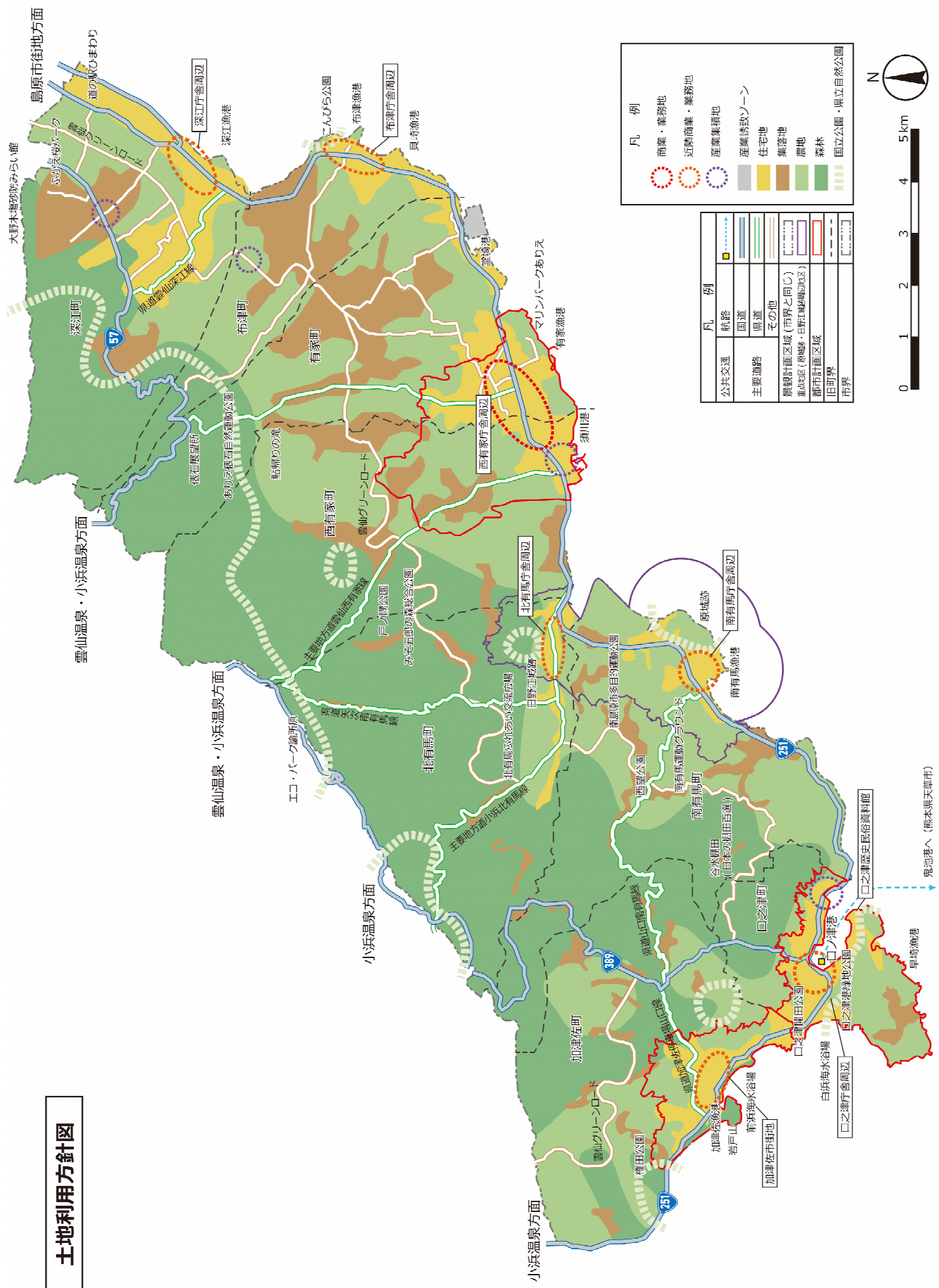


図 34 土地利用方針図

2) 都市施設の整備方針

(1) 交通施設の整備方針

①基本的な考え方

- ◎産業や観光の振興、市民の移動利便性の向上を目的に、他都市や高速道路への広域的なアクセス性を高める高規格道路の早期事業化を図るとともに、市内の広域幹線道路網の構築に向けて取り組む。
- ◎デマンド型乗合タクシーと路線バスから成る本市の公共交通のそれぞれの利便性向上と乗り継ぎ環境改善を継続的に推進し、若年層や高齢世代の移動利便性の向上に取り組む。
- ◎新たな観光資源として期待される自転車歩行者専用道路の活用に取り組む。

②整備方針

■ 産業・観光や市民生活を支える高規格道路の早期整備（広域連携軸）

高規格道路は、新たな産業の誘致や既存産業の活性化、市民の移動圏域の拡大など、本市を取り巻く環境の変化をもたらし、活力向上への貢献が期待されることから、広域連携軸と位置付ける。

広域連携軸の実現に向けて、島原天草長島連絡道路の早期事業化及び島原半島西回り道路の調査検討について、国や県に対する働きかけを継続する。

■ 都市の骨格を担い周辺都市との連携を支える道路ネットワークの形成（都市連携軸）

市内の各地域の中心部を相互に連携し、都市の骨格を担う国道251号を都市連携軸と位置付ける。

都市連携軸については、円滑な交通処理を行うための渋滞対策を促進するとともに、本市における交通事故の6割が国道251号で発生していることを踏まえ、交差点改良や交通安全施設の整備等による交通安全対策の推進を働きかける。また、災害時に緊急輸送道路としての機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

■ 周辺都市との交流を支える道路ネットワークの形成（広域幹線道路）

本市と周辺都市を連絡する国道57号、国道389号、主要地方道小浜北有馬線、主要地方道雲仙西有家線、県道雲仙有家線を広域幹線道路と位置付ける。

広域幹線道路については、周辺都市との円滑な連絡のための線形改良や災害時に緊急輸送道路としての機能を果たすための防災対策の推進を働きかける。

■ 地域間連携を支える道路ネットワークの形成（地域幹線道路）

都市連携軸や広域幹線道路を補完し、地域間移動を支える雲仙グリーンロードやその他の県道は、地域幹線道路として位置付ける。

地域幹線道路については、住民の日常生活における移動を円滑にするため、道路幅員の確保や歩道整備の推進を働きかける。住宅地内においては、産業活動や市民生活の質の向上を図るとともに災害時のライフラインを確保するため、道路整備と併せて、公民協働による情報通信基盤の整備の推進を働きかける。

■ 生活に身近な主要道路の整備（その他の幹線道路）

その他の道路は地域住民の生活に身近な主要生活道路であり、通学路としても機能していることから、歩行者等の安全確保のための道路幅員の確保や歩道整備を推進する。また、災害時の安全確保や景観向上の観点から、順次無電柱化を推進する。

■ 細街路の改善

住宅が密集する地区において、緊急車両の通行等を目的とし、細街路の拡幅整備を推進する。

■ 歩行者・自転車等が安心して通行できる道路空間の整備

都市連携軸や観光交流軸、地域幹線道路については、歩行者や自転車が安全に通行できる空間の確保のため、歩道や自転車通行空間の整備に努める。

自転車歩行者専用道路や通学路として利用されている道路は、高齢者や障がい者、児童・生徒が安心して通行できるように、バリアフリーに配慮した整備を推進する。

■ 誰もが利用しやすい公共交通体系の構築

本市の主要な交通拠点である口ノ津港や有家バス停については、交通事業者に対して運行本数の確保と運行効率化を働きかけるとともに、交通事業者との協働により乗り継ぎ利便性の向上に取り組む。

市民に対するサイクルアンドライドやパークアンドライド等の普及、啓発を行い、公共交通の利用促進に努める。

各地域において地域内の移動を担うデマンド型乗合タクシー・チョイソコみなみしまばらについては、利用者ニーズを踏まえ、継続的に利便性向上と利用環境の改善に努める。

■ 災害時に対応できる様々な交通手段の確保

災害時に陸路以外の交通手段を確保するため、各地域における港湾・漁港機能の充実により海路の確保、主要な公共施設でのヘリポートの整備等により空路の確保に努める。

(2) 公園・緑地等の整備方針

①基本的な考え方

- ◎地域の価値や多様な交流を生み出す観光拠点施設の整備を推進するとともに、観光・レクリエーション施設を適切に管理、活用し、観光拠点やレクリエーション拠点の魅力向上を図る。
- ◎公園の有する様々な機能を踏まえたうえで、住宅地内において公園を配置するとともに、適切な維持管理を図る。
- ◎観光拠点やレクリエーション拠点をつなぐ水と緑のネットワークを形成する。

②整備方針

■ 魅力向上、交流促進につながる拠点整備

観光拠点の有する歴史や文化を広く発信することで、地域の価値を高め、多様な交流により地域に活力を生み出すことを目的とした拠点施設整備を推進する。その他市内の観光・レクリエーション施設を適切に管理、活用し、観光拠点、レクリエーション拠点の魅力向上を図る。

■ 使いやすく魅力ある公園づくり（都市公園等）

中心拠点や地域拠点を含む住宅地において、良好な都市環境形成や交流、憩いの場づくりのため、身近な公園や緑道等の整備を推進する。

各地域の主要な公園においては、災害時に市民の避難場所として活用するための防災機能の充実を図る。

■ 身近な公園等の整備・維持管理の推進（その他の公園）

住宅地内においては、地域住民の憩いや語らいの場として、ポケットパークの整備を推進する。児童遊園やポケットパーク等の小規模な公園については、維持管理の効率化等を目的とした再編について検討を行う。

■ 観光拠点・レクリエーション拠点の連携による魅力向上（水と緑のネットワーク軸）

歩行者・自転車ネットワーク沿道の緑化や主要河川沿いの緑の保全を図り、水と緑のネットワークを形成する。水と緑のネットワークにより観光拠点やレクリエーション拠点等の自然資源や文化的要素を有する拠点をつなぎ、地域の魅力向上に努める。

(3) 河川・下水道の整備方針

①基本的な考え方

- ◎主要河川をまちづくりに活かし、環境保全や治水対策に向けた整備を推進する。
- ◎住環境の向上に向けて、住宅地において下水道接続率の向上を促進するとともに、住宅地以外においては合併浄化槽の設置を促進する。

②整備方針

■ 水辺の自然環境の保全・活用と治水機能の確保

住宅地に近接する河川については、豊かな自然と触れ合える空間として河川沿いに歩行者空間を確保するとともに、多様な生物の生息地として河川環境の保全を図る。また、治水機能を確保するため、必要に応じて浚渫を実施するとともに、定期的な清掃を実施する。

■ 住宅地における下水道の普及促進と維持管理

住宅地における快適かつ衛生的な生活環境の保全、公共用水域の水質保全のため、下水道が整備された区域（集合処理区域）において下水道接続率の向上を図るとともに、下水道施設の適切な維持管理を推進する。

■ 住宅地以外における浄化槽設置

集合処理区域以外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置を促進する。

3) 都市環境及び自然環境の形成方針

(1) 都市環境の形成方針

①基本的な考え方

- ◎市街地内において、緑化や親水空間の創出を図るとともに、保全のための活動を推進し、緑と潤いのある住環境を形成する。
- ◎市街地における治安悪化、景観阻害等の要因となる空き家について、老朽危険空家については除却を推進し、利活用可能な空き家については流通促進と情報提供の取組を推進し、良好な住環境を形成する。
- ◎観光産業、地場産業の振興を後押しするための支援や施設整備を実施し、まちの賑わいを生み出し、活力を高める。

②整備方針

■ 緑豊かな市街地環境の形成

市街地において、公園や緑道の整備を推進するほか、道路や公共施設の緑化を推進し、周辺の自然環境と調和した緑豊かな市街地環境の形成に努める。

市街地周辺の生活に身近な緑地については、都市の風致や潤いに資する貴重な緑として、住民やボランティア団体、企業との連携による維持・保全を図る。

■ 潤いある住環境の創出

住宅地内の主要河川は、海岸線の美しい水辺環境と市街地とを結ぶ水のネットワークである。川沿いの歩道整備により親水空間を創出するとともに、市民や事業者と共に清掃活動等を実施し、河川環境を保全することで、潤いのある住環境を創出する。

■ 既存ストックの利活用

今後さらなる増加が懸念される空き家のうち、老朽危険空家については除却を推進する。利活用可能な空き家については、「南島原市空家等対策計画」に基づき、事業者等との連携により市場への流通を図るとともに、空き家バンク制度の取組による利活用促進を図る。

公共施設等の長寿命化による効率的な維持管理を推進するとともに、必要に応じて施設の再編についても検討する。再編後の跡地等は、地域活性化等の取組に活用することで、既存ストックの利活用を図る。

■ 観光産業の発展を後押しする環境づくり

地域資源を活かした観光産業の発展に向けて、観光拠点の周辺や周遊ルートのも主要ポイントへ観光サインを設置し、観光客にやさしい環境づくりを推進する。

また、観光客が集まる観光拠点や交通拠点等において、交流を促進する空間の確保に努める。

本市の観光拠点と地域資源は各地域に広く分布している。これらを一体的に周遊する滞在型観光の促進に向けて、各地域を結んでいる自転車歩行者専用道路の利用環境の充実や、自転車歩行者専用道路と観光拠点・地域資源とのつながりの強化により、周遊しやすい環境づくりを推進する。

■ 地場産業の振興に資する拠点整備

農業への関心を高める機会として実施されている、滞在型の自然体験による余暇活動（グリーンツーリズム）の活動を支援する。

農林水産業従事者の安定した収入確保に向けて、特産品や地場産品を販売する施設の整備を推進するとともに、加工施設整備を支援する。

（２）自然環境の形成方針

①基本的な考え方

◎山間緑地、農地及び砂浜は、本市の個性と魅力を形成する重要な要素であり、保全を図るとともにレクリエーションや体験の場として利活用を推進する。

②整備方針

■ 緑の保全と活用

山間地に広がる豊富な緑地については、水源かん養や多様な生物の生息等に資する貴重な自然環境であることから、適切に保全したうえで、自然と触れ合える滞在型のグリーンツーリズムを推進するとともに、観光客や市民の自然体験型レクリエーション空間としての活用を図る。

■ 農地の保全

農地は、基幹産業である農業の生産基盤であるとともに、農地景観の形成や洪水の防止・抑制など多様な機能を有していることから、農業施策との連携により積極的に保全を図る。

農業研修受け入れの取組を推進し、高齢化が進む農業の経営改善及び後継者育成を図り、農地の維持に努める。

■ 砂浜の保全

天草灘に連なる砂浜海岸については、水質や景観の保全のために住民や学校、事業者のボランティアによる清掃、美化活動を推進するとともに、観光拠点や市民のレクリエーション空間として活用を図る。

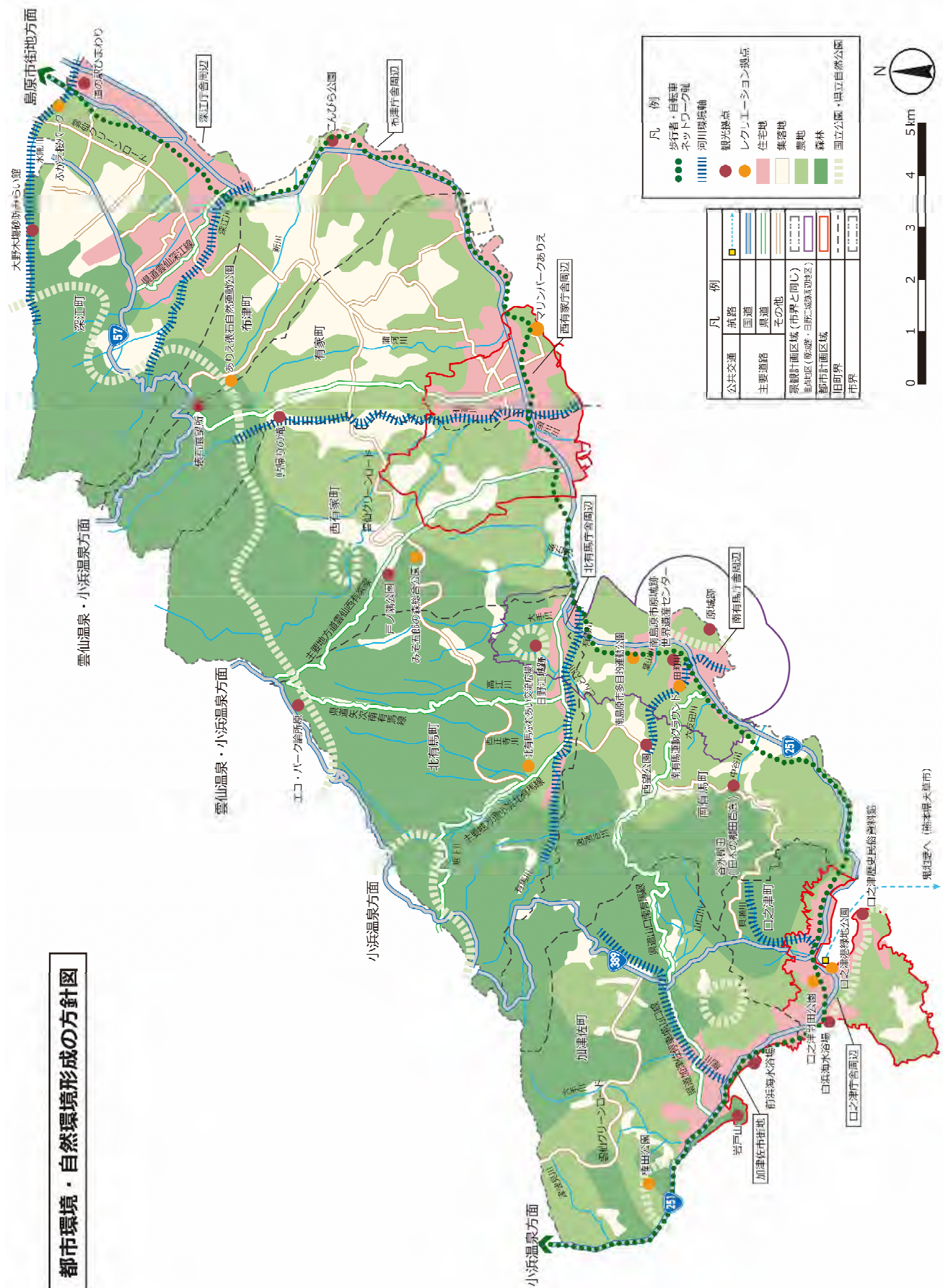


図 36 都市環境・自然環境形成の方針図

4) 景観の形成方針

(1) 基本的な考え方

- ◎景観法に基づく「南島原市景観計画」の運用に基づき、本市らしい美しく雄大な自然環境や、特徴的な農地風景を活かした、個性的で魅力ある景観を形成する。
- ◎歴史的資源や人の集まる空間において、良好な景観形成の取組を実施することで、観光や交流、地域振興につながるまちづくりを推進する。

(2) 整備方針

①雄大な美しい自然景観や農地景観の保全・活用

雲仙岳への雄大な眺望、南部エリアを中心とした変化に富んだ海岸等は、本市を代表する景観として、積極的な保全に努める。

雲仙岳裾野に広がる広大な畑作地帯、山間に開かれた段畑や棚田等の特徴的な農地景観の保全・継承に努める。

②歴史的資源をアピールできる景観の形成

本市を代表する歴史的資源である原城跡及び日野江城跡を中心としたエリアを対象に、各城跡からの眺望景観の保全に向けたルールづくりなど、きめ細かい景観形成を推進する。

吉利支丹墓碑やその他の遺跡など、地域に埋もれてしまいがちな関連遺産について、可能な限り、環境整備や誘導サイン等の整備を行い、一群のものとして地域住民や観光客に体験してもらうための取組を推進する。

③暮らしの豊かさを感じられる景観の形成

住宅地や集落地においては、宅地周りの緑化推進等により、潤いを感じられる景観の形成を推進する。

それぞれの地域で暮らす人がまちに愛着と誇りを持ち、また、安心して暮らし続けていくことができるよう、地域地区の活用等により、まとまりのある良好な景観形成を図る。

④交流と賑わいを生み出す景観の形成

中心拠点や地域拠点や交通拠点等の人の集まる拠点においては、まちに活気と賑わいを生み出す環境整備を推進する。

口之津港ターミナルにおいては、自然と海と人との調和した港町らしい景観形成を推進する。

⑤多様な景観資源をつなぎ、快適に回遊できる沿道景観の形成

主要幹線道路の沿道においては、建築物や屋外広告物に関するルールへの順守により、秩序ある沿道景観の誘導を図る。

沿道景観の向上や都市防災、円滑な交通環境の形成の観点から、主要幹線道路における電線類の地中化や街路樹等の整備等を行うことで、良質な道路空間の形成を図る。

主要な観光ルート上において、眺望・展望箇所等の整備充実を図る。

⑥ 市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進

地域の景観を守り育てていくためには、市民・事業者・行政の各主体がまちの魅力を共有し、行動していくことが重要であることから、意識啓発や人材育成の取組を推進する。

道路や河川、公園等における市民や事業者の清掃活動等を支援し、協働による身近な景観づくり活動を推進する。

5) 防災まちづくりの方針

(1) 基本的な方針

- ◎河川改修や建築物の耐震化を推進することで災害リスクの低減を図りつつ、災害発生時に避難場所・避難所としての利用が想定される施設の防災性向上や道路の防災対策等を推進する。
- ◎公共施設や道路等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい公共空間の実現を図る。
- ◎死角や暗い道路、また空き家等を解消することで、防犯性の高いまちづくりを推進する。

(2) 整備方針

①建築物の耐震化促進

建築物等を対象とした耐震診断の実施、耐震化の促進を図るとともに、建築物等の適正な管理の促進を図る。また、ブロック塀についても、耐震基準に適合しないブロック塀の撤去促進を図る。

②道路や公園の防災機能の向上

災害時に他都市との連絡道路となり、緊急車両が通行する都市連携軸や広域幹線道路については、がけ崩れや噴火等の自然災害へ対応するため、防災性向上に向けた定期的な防災点検や法面对策等の実施を働きかける。

災害時の避難場所となる公園等のオープンスペースの防災機能の向上を図る。

防災マップは定期的な見直しを行うとともに、引き続き普及・啓発を図る。

③小・中学校の防災機能の向上

小・中学校においては、校舎等建築物の耐震改修は実施済みであるが、引き続き非構造部材の耐震化に取り組み、安全で快適に使用できる環境整備を図る。

④河川改修等の推進

河川の改修等による排水能力の向上や調整池の設置等により、総合的な洪水及び浸水災害の防止を推進する。

⑤公共施設等におけるバリアフリー化の促進

港湾・バス関連施設については、誰もが安全に快適に公共交通を利用できるよう、バリアフリー化を促進する。

公共施設や道路等の改築、新設にあたっては、バリアフリーの観点に基づく整備を推進する。

⑥防犯まちづくりの推進

青少年の健全な育成に影響を及ぼすおそれのある特定施設については、住宅地や学校等施設周辺等における立地規制の強化を検討し、防犯に配慮したまちづくりを推進する。

死角が多く、人通りの少ない通学路、防犯灯のない暗い道路等の危険な場所については、防犯灯設置事業等の実施により安全な住環境を確保する。

老朽化が進み放置されている危険家屋については、「南島原市空家等対策計画」に基づき改善や除却に向けた取組を推進するとともに、空き家・空き地の利活用に向けた支援を推進する。